

令和4年7月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和4年7月6日
武雄市農業委員会

令和4年7月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和4年7月6日(水)
(開会) 13時30分 (閉会) 14時30分
2. 場 所 武雄市文化会館 大会議室A
3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫		○	14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
山口和利、永尾 修、小柳 満、差形勝見、西村栄義、荒川宏文、山口恭広、岩瀬源吾、古場邦彦、蒲地哲也、山口忠俊、平原 実、光岡政範、山口 浩、松岡義信、田淵清徳、山田鉄男、樋口英則、鈴山春樹、中原 位、宮原洋昭、平川 香、橋口和彦 (以上23名)
5. 協議事項
- | | | |
|-------|-------------------------------|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 3件 |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 8件 |
| 議案第3号 | 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について | 1件 |
| 議案第4号 | 武雄市農用地利用集積事業計画(案)について | |
| 議案第5号 | 農業振興地域内、農用地からの除外について | |
| 議案第6号 | 武雄市非農地証明願いについて | 4件 |
| 議案第7号 | 農地法施行規則第17条の規定に基づく下限面積の設定について | |
| 報告第1号 | 農地等形状変更届について | 1件 |
6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。ご案内の時間になりましたので、令和4年7月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、農業委員18人の出席、欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは議事に入りたいと思いますが会長が諸事情により欠席でございますので本日は会長代理の相原委員に議事進行をお願いします。

会長代理 (農業情勢等の報告等については省略)

ただ今から、令和4年7月の武雄市農業委員会総会を開会します。

今回は、議案第1号から第7号までの審議をお願いします。

本日の議事録署名人に、議事録署名人に、3番 中尾委員、13番 稲富委員を指名します。

それでは、議案審議の前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 6月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会長代理 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会長代理 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会長代理 それでは、議案第1号を議題とします。

農地法第3条の規定による許可申請が4件提出されています。

この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは議案第1号についてご説明させていただきます。資料につきましては、議案書の1ページからになります。

まず、申請番号1番です。権利の内容は所有権の移転になっております。

〇〇町の田1筆の47㎡。申請人は県で昭和50年頃、河川改修工事後、未登記のまま今日に至っているため、法的に所有権を明確にするために申請されたものです。

申請番号2番、権利の内容は所有権移転。〇〇町の田6筆その他1筆合わせて1047.53㎡。申請理由は1番に同じです。

申請番号3番、権利の内容は所有権移転。〇〇町の田1筆、その他1筆合わせて96㎡。申請理由は1番に同じです。1番と3番は、3つの判断基準

を満たしていると判断しています。2番については、農地を5反以上所有されていませんが農地法施行令第2条第3項の下限面積制限の例外に該当し他の2つの条件も判断基準を満たしていると判断しています。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長代理 事務局の説明が終わりました。この3件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、ありませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会長代理 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会長代理 無いようですので質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による4件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長代理 異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による3件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第5条 許可申請》

会長代理 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が8件提出されておりましたが1件取下げになったということです。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号の申請番号1番については、申請者側より取下げがありました。理由として、この案件は開発行為申請も同時に行われており、農地転用申請と担当者が違うということで6月下旬には開発許可が下りるということで農地転用を受け付けていたのですが間に合わなかったということで取下げとなりました。

会長代理 それでは、2番から8番の案件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは他の7件についてご説明をさせていただきます。
申請番号2番。権利の内容は所有権の移転になっております。土地につき

ましては、〇〇町にあります田1筆の面積が258㎡です。申請理由は、現在隣接の宅地に住んでいるが、建物の老朽化により新築（平屋建て）を計画していたところ、申請地譲渡の話があり、駐車スペースも確保できるため、一般住宅を建築したいというものです。工事完了時期につきましては令和5年2月28日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号3番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積273㎡です。申請理由は、現在駐車場として使用している所を物置として利用するため、駐車場が必要となった。ということで平成元年に申請地の一部を自宅への進入路として転用していたため始末書の添付がされています。工事完了時期につきましては令和4年9月中旬の予定です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号4番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積344㎡です。申請理由は、現在、〇〇町で事務所を経営しているが、水害に遭ったため、水害の心配のない申請地に事務所を建築したい。ということで工事完了時期につきましては令和5年8月31日の予定です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号5番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積が19㎡です。申請事由は、公民館の建て替えに伴い、敷地を拡幅したい。ということで工事完了時期につきましては令和5年2月28日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号6番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります畑2筆の合計面積478㎡です。申請事由は、〇〇町内で戸建てタイプの賃貸住宅の需要が高いため、小学校近くでの建築を計画したい。ということで工事完了時期につきましては令和4年10月31日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号7番です。権利の内容は賃貸借権設定となっております。土地は〇〇町の田1筆、面積が979㎡です。申請事由は、令和3年の水害を受け、今後の営業継続及び従業員の安全確保のため、営業事務所の建て替えをしたい。ということで平成8年に事務所を建ててありその分については始末書を添付されています。工事完了時期については令和5年1月31日となっています。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号8番です。権利の内容は賃貸借権設定となっております。土地は〇〇町の畑1筆、面積が208㎡です。申請事由は、子供の成長に伴い、家が手狭になり、また、現在の居宅の老朽化が進んでいるため、新築したい。ということで昭和55年に車庫が建ててありその分の始末書を添

付されています。工事完了時期については令和5年1月31日となっています。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会長代理 事務局の説明が終わりました。取下げられた1番の案件については、6月24日に調査委員会を行っておりましたので、調査結果の報告をお願いする予定でしたが今回は無しといたします。

それでは、2番から8番の案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

(地元委員による補足説明なし)

会長代理 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

それでは、質疑も無いようですので、質疑をとどめます。

議案第2号 農地法第5条の規定による7件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長代理 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 農地法第5条の規定による7件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

—————《議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請》—————

会長代理 次に議案第3号農地転用許可後の事業計画変更承認申請を議題といたします。農地転用許可後の事業計画変更承認申請が1件提出されています。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明します。申請番号1番。農地転用許可後の事業計画変更の承認申請です。

土地は〇〇町の畑1筆の428㎡。令和3年7月9日付けで建売分譲住宅の許可を444㎡で取られていましたが、隣接地との境界線が相違しており、当初の面積が減少するため、計画の変更を講じる必要があった。ということ

で事業計画変更を提出されております。取消面積 12㎡については農地法第5条許可の一部取り消し願を当日提出されています。工事完了時期については令和4年11月30日となっています。事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

会長代理 議案の説明が終わりました。この件について、質疑に入りたいと思います。何かございませんか。質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会長代理 それでは、質疑も無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。
議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件につきましては、本委員会としては承認しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長代理 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

————— 《議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）》 —————

会長代理 次に、議案第4号を議題といたします。
議案第4号「武雄市農用地利用集積事業計画（案）」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 失礼いたします。1ページをご覧ください。こちらに「令和4年度第4号利用権設定計画（案）」を記載しています。
2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。
武雄町、なし、橘町、なし
朝日町、田、再設定、8件、10筆、14606㎡。
若木町、田、再設定、1件、2筆、391㎡。
武内町、田、再設定、1件、2筆、793㎡。
東川登町、なし、西川登町、なし
山内町、田、新規、1件、1筆、1559㎡。
再設定、1件、2筆、2318㎡。
北方町、田、新規、2件、4筆、8438㎡。
再設定、4件、6筆、9526㎡。
となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。

また、利用権の解除については、12ページに記載していますのでご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法、第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会長代理 事務局の説明が終わりました。それでは議案第4号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会長代理 意見も無いようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。
議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長代理 ないようですので質疑を止めます。
議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)については、原案どおり承認することに決しました。

—————《議案第5号 農業振興地域内、農用地からの除外について》—————

会長代理 次に議案第5号を議題といたします。「農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見について」、農林課の説明をお願いします。

農林課 失礼いたします。農林課の荒川です。議案第5号につきまして、提案させていただきます。

議案書の1ページに農振除外を行う15件の22筆のリストをつけております。2ページ目から4ページにわたって15件の概要を記載しております。5ページ目から48ページまでにそれぞれの字図、計画平面図をつけております。2ページ目をご覧ください、申請番号1, 3, 4, 5, 6, 7, 8番につきましては除外目的が携帯電話基地局となっております。転用申請は不要となっておりますが農振除外の手続きが一部除外するものが必要となっておりますのでこの分について受付をしております。12番につきまして一旦受付をしましたが調査の結果、国営かんがい排水事業に該当したため否認通知を発送しています。他書類をご確認ください。以上、15件につきまして、農林課としては、農振除外の5要件を満たしていると判断をいたしまして、受付をした案件でございます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長代理 農林課の説明が終わりました。それでは議案第5号について、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 申請番号12番は、除外目的が駐車場ということでダメなのか農業用の駐車場であったらよかったのか？お聞きしたい。

農林課 農業用計画として策定してかつ市が認めれば該当することがありますがお話を聞いたところ駐車場としての申請であり農業用には該当しない事になります。ご本人にも伝えております。

会長代理 他にありませんか？

(質疑なし)

会長代理 意見も無いようでございますので、議案第5号の質疑をとどめます。
議案第5号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長代理 異議なしと認めます。議案第5号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに決しました。

《議案第6号 武雄市非農地証明願申請》

会長代理 次に議案第6号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について4件の証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号について御説明をさせていただきます。議案書の8ページをお開きください。

議案第6号、武雄市非農地証明願申請につきまして、申請番号1番です。土地につきましては、〇〇町にあります、畑1筆です。以前はミカン畑として耕作していたが、平成2年頃の減反後から耕作しなくなり、現在は大きな木が茂り、竹林となっており、農地への復元も不可能ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。

申請番号2番につきまして、土地は〇〇町にあります、畑4筆。平成17年頃から耕作を放棄し、雑木が生い茂り、山林化して畑への復旧は困難である。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。

続いて申請番号3番です。土地は〇〇町にあります、田1筆。昭和58年から美容室用地として貸し付けていた。ということで非農地証明事務処理要領

の該当事項5号に該当するものであります。

申請番号4番につきまして、土地は〇〇町にあります畑1筆。35年程前から、畑の土を取り、バラスを敷いており、申請地の前に住んでいる方が進入路や駐車スペースとして使用している。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

会長代理 事務局の説明が終わりました。議案第6号について、地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会長代理 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会長代理 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第6号、4件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長代理 異議なしと認めます。
よって、議案第6号 武雄市非農地証明4件について原案どおり証明することに決しました。

—《議案第7号 農地法施行規則第17条の規定に基づく下限面積の設定について》—

会長代理 次に議案第7号を議題といたします。「下限面積の設定（住宅に隣接する特例農地の一部修正（案））について」、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号について説明いたします。

農地法施行規則第17条の規定に基づく下限面積の設定についてですが、表の4番にありますように、これまでは住宅・宅地に隣接する農地等としていたものに「これに準ずる農地等」を追加するものであります。これに準ずる農地とは、宅地や居住する住宅に隣接する道路や水路を挟んでいる農地をいい、狭小で遊休農地等の場合、自ら家庭菜園等として3年以上、自らが耕作する目的で購入する場合に限り、農業委員会が特例農地として指定をすれば、遊休農地防止の目的で、下限面積を概ね1㎡から500㎡まで農地を取得できるものであります。

改正理由は、住宅に隣接した農地（現行）と住宅に隣接する道路や水路を挟んだ農地（新規）との差異はほとんどなく、宅地と一体的に土地利用することで遊休化を防ぐことに繋がる。

また、道路や水路は所有者が個人ではなく公共性が強いいため、宅地とそれを挟んだ農地への往来は容易にできることが多く、状況として隣接する農地とほとんど変わらないため、住宅に隣接する道路や水路を挟んだ農地も特例農地に追加するものであります。

条件や手続等については変更ありません、施行日は令和4年8月1日を予定しています。

次に様式1号についてですが、申出者については譲渡人が住所氏名を書くように譲渡人と表記しました。要件については隣接する農地の後にこれに準ずる農地を追記し譲渡人が決まった土地については譲受予定者の住所氏名を書くように追記しました。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長代理 事務局の説明が終わりました。議案第7号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会長代理 質疑も無いようですので議案第7号の質疑をとどめます。議案第7号「下限面積の設定（住宅に隣接する特例農地の一部修正（案））について」、原案どおり設定することにご異議ございませんか

(「異議なし」の声多数あり)

会長代理 異議なしと認めます。よって議案第7号は承認されました。

————— 《報告第1号 農地等形状変更届け出》 —————

会長代理 次に報告第1号「農地等形状変更届出」について1件提出されています。この件について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号について、ご説明します。議案書9ページになります。

番号1番。土地は〇〇町の田1筆、768㎡です。変更理由は、イノシシ被害が多く田としては耕作不能なため、2m程度の嵩上げをして植樹の予定。変更時期は令和4年7月1日から6月30日で、嵩上げの高さ2.0m、土量は1536㎡。施工業者は株式会社ヒワタシで転換後は梅や榊を植える予定です。

以上、ご報告いたします。

会長代理 事務局の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があればお願いします。

会長代理 無いようですので、報告第1号「農地等形状変更届出」につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

会長代理 これは報告事項ですので、この程度にとどめます。

《 閉 会 》

会長代理 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、すべて終了しました。これをもちまして、令和4年7月の農業委員会総会を終わります。